

出産を迎えるために

子育て支援課 子育て世代包括支援センター ☎0287-92-4085

不妊治療費助成制度

1回10万円を限度に1年度あたり2回までとし、通算5年間助成します。申請書・受診等証明書は、町ホームページからダウンロードできます。

◆対象者

- ① 保険適用外の不妊治療（人工授精・体外受精・顕微授精）が必要であると医師に診断されていること
- ② 体外受精・顕微授精については、県の指定医療機関において治療を受けていること
- ③ 1年以上前から那珂川町に住民登録をしていること
- ④ 町税を滞納していないこと

◆必要書類

- ① 那珂川町不妊治療費助成金交付申請書
 - ② 那珂川町不妊治療費助成事業受診等証明書
 - ③ 領収書（コピー可）
 - ④ 住民票謄本（続柄、本籍の記載があるもの）
同居していない場合は住民票と戸籍謄本
 - ⑤ 納税証明書、または非課税の場合は非課税証明証（夫婦2人分）
 - ⑥ 他機関からの助成金等の受給がある時はその交付決定通知書等（コピー可）
 - ⑦ 保険証の写し（夫婦2人分）
- ※原則として、不妊治療が終了した日の属する年度内に申請してください。

妊娠したら

子育て支援課 子育て世代包括支援センター ☎0287-92-4085

母子健康手帳交付

保健師が面接をしながら交付します。電話で予約をとって、来所ください。

◆方法

- ① 妊娠と判断されたら「妊娠届出書」に医師の証明を受けます。
- ② 子育て支援課に電話で面接の予約を入れます。
- ③ 予約日時に子育て支援課へ来所ください。保健師より母子健康手帳を交付します。

◆持参するもの

- ① 妊娠届出書
- ② 保険証
- ③ マイナンバー（個人番号カード、通知カード）
- ④ 通帳（妊娠された方の名義のもの）
- ⑤ 印鑑

妊産婦健康診査

妊娠初期～分娩まで全14回、産後2週間と1か月健診の全2回、妊産婦健診費用の助成を行っています。母子健康手帳交付時に受診券をお渡しします。

マタニティクラス

妊婦、およびその家族を対象に、毎月1回マタニティクラスを実施しています。

内容は月ごとに変わります。
対象者には個別に通知します。



出産・子どもの健康・健診

子育て支援課 子育て世代包括支援センター ☎0287-92-4085

育児パッケージ贈呈事業

赤ちゃんが生まれてきたことをお祝いするため、育児パッケージ（出産お祝い品）の贈呈をします。保健師が赤ちゃん訪問の際にお渡しします。

◆対象者

出産時、那珂川町に住所があるお母さんと赤ちゃん

乳児家庭全戸訪問事業（赤ちゃん訪問）

保健師が家庭訪問し赤ちゃんの体重測定、育児相談、町の保健事業の紹介などをします。おおそ生後2か月までに保健師が電話等で連絡し訪問します。

◆対象者

お生まれになった赤ちゃんとそのご家族



産後ケア事業

出産後のお母さんの育児不安や負担を軽減するために、町が委託している施設で宿泊や通所（日帰り）で、お母さんと赤ちゃんのケアや授乳指導・育児相談が受けられます。事前に申請が必要です。

◆対象者

家族等から十分な家事や育児の支援が受けられない方で、次のいずれかに該当するお母さんと赤ちゃん。

- ① お母さん自身の身体的機能の回復に不安のある方
- ② 育児不安のある方など

乳幼児健診

年齢ごとにお子さんの健診と相談を実施します。対象者には個別に通知します。

◆4か月児健診

内科診察、栄養相談、発達・育児相談

◆8か月児健診

内科診察、栄養相談、絵本の読み聞かせ、発達・育児相談

◆1歳児健診

歯科相談、栄養相談、ブックスタート、発達・育児相談

◆1歳6か月児健診

内科診察、歯科診察、発達・育児相談、心理相談

◆2歳児相談

歯科相談、栄養相談、絵本の読み聞かせ、発達・育児相談、心理相談

◆3歳児相談

内科診察、歯科診察、尿検査、視力・聴力検査、発達・育児相談、心理相談、ケーブルテレビ収録

◆のびのび発達相談（年中児）、のびのび訪問（年長児）

※各認定こども園において、集団生活の様子を観察します。

内容：発達・育児相談、心理相談、就学相談（年長児）

乳幼児予防接種

《定期接種》

- ◆ヒブ 生後2か月～5歳未満
- ◆小児用肺炎球菌 生後2か月～5歳未満
- ◆B型肝炎 生後2か月～1歳未満
- ◆4種混合 生後3か月～7歳6か月未満
- ◆2種混合 11歳～13歳未満
- ◆BCG 1歳未満
- ◆麻しん・風しん混合
1期…1歳～2歳未満
2期…5歳～7歳未満（年長児）
- ◆水痘 1歳～3歳未満
- ◆日本脳炎
1期…3歳～7歳6か月未満
2期…9歳～13歳未満
- ◆子宮頸がん予防
中学1年生～高校1年生の年齢に相当する女子
※詳細は予防接種の案内をご確認ください。

《任意接種》

◆ロタウイルス

接種費用の一部を助成します。希望する方は、お問い合わせください。

フッ素塗布

各認定こども園で歯科検診と同時にフッ素塗布を行います。

- ◆対象者 満3歳～就学前の幼児

年長児歯科巡回指導

歯科衛生士が認定こども園を訪問し、ブラッシング等の指導を行います。

- ◆対象者 各認定こども園の年長児

幼児教室

子育て支援課 子育て世代包括支援センター ☎0287-92-4085

子どもの発達を促す教室です。

さくらんぼ教室

◆対象

2歳児とその保護者

◆時間・回数

午前10時～11時、1回/月

◆内容

保育士による、テーマを設けた親子の関わり遊び

かるがも教室

◆対象

3歳児とその保護者

◆時間・回数

午前10時～11時、1回/月

◆内容

保育士による、テーマを設けた親子の関わり遊び

ひまわり教室

◆対象

年長児とその保護者

◆時間・回数

午後3時30分～4時30分、1回/月

◆内容

就学に向けて課題を設けた小集団の教室
保護者に対するペアレントトレーニング
（子どもへの関わり方を学ぶ）

参加希望の方は子育て支援課 子育て世代包括支援センターにご連絡ください。

産後サロン

生後4か月までの赤ちゃん和妈妈を対象に、ゆったりおしゃべりをしながら助産師によるサロンを実施しています。

◆内容

赤ちゃんの体重測定、育児相談、ベビーマッサージ、産後の養生ランチつき

◆時間・回数

午前10時～午後1時、1回/月

ママのセルフケア教室

生後1か月～8か月までの赤ちゃんを持つママを対象に、ママの体力回復と友だち作りができる教室を実施しています。

◆内容

バランスボールを使った有酸素運動、ママ同士のワークショップ、産後の養生ランチつき

◆時間・回数

午前10時～午後1時、1回/月

ベビープログラム

初めての赤ちゃんを出産されたママのための、親子の絆作りプログラムを実施しています。

◆対象

生後2か月～5か月までの赤ちゃんを持つ、初めて赤ちゃんを出産されたママ

◆内容

初めて子育てをするママと月齢が近い赤ちゃんが集まり、話し合いを通じて親子の愛情の築き方を学びます。

ママ同士、悩みや不安も話しやすく、友だち作りの場にもなっています。

◆時間・回数

午前10時～12時、1回/週×全4回コース



子育て支援

子育て支援課 子育て支援係 ☎0287-92-1115

一時保育

保護者の疾病、災害、事故、出産、冠婚葬祭などで一時的に家庭での保育が困難になった場合に利用できます。利用料金がかかります。

◆対象児童 町内に住所のある1歳～小学校就学前

◆実施場所 ●わかあゆ認定こども園
●ひばり認定こども園

子育て短期支援事業(ショートステイ)

保護者の疾病等により、家庭での養育が一時的に困難となった場合に、児童養護施設等において児童をお預かり(宿泊有り)し、子育てを支援します。子育て支援課にて申請の手続きが必要です。利用料金がかかります。

◆利用対象 町内に住所のある18歳未満の児童

◆実施場所 ●養徳園(さくら市喜連川1025)
●氏家養護園(さくら市氏家1060)

病児保育事業

病気の回復期に至っていないお子さんや回復期ではあるが集団生活が困難なお子さんを保護者の勤務の都合等により家庭で保育できないときに、病児保育施設で一時的にお預かりします。利用するには、事前登録が必要になります。利用料金がかかります。

◆実施場所 ●那須南病院病児保育所
●国際医療福祉大学金丸こども園

児童虐待相談・通告窓口


子育てに悩んだり、虐待が疑われる児童を発見したりした場合は迷わず相談、連絡してください。

●子育て支援課 ☎0287-92-1115

●児童相談所全国共通ダイヤル
☎189(いちはやく)



認定こども園とは、就学前の児童に教育と保育を一体的に提供する施設のことで、那珂川町では従来の幼稚園と保育園の両方の機能・特徴を併せ持つ「幼保連携型認定こども園」を設置しています。

園名	なかのこ認定こども園	ひばり認定こども園	わかあゆ認定こども園
所在地	馬頭52-1	和見82-1	小川869
電話番号	0287-92-2202	0287-92-2301	0287-96-5221
入園年齢	満6か月児から小学校就学前		
開園日	日曜・祝日・年末年始(12/29~1/3)を除く日 ※1号認定の子どもについては利用可能日が異なります。		
開園時間	午前7時30分から午後7時まで		
土曜保育	午前7時30分から午後6時30分まで ※利用者数に応じて実施する園を限定する場合があります		
ホームページ	http://schit.net/nakagawa/nakanoko/ 	http://schit.net/nakagawa/hibari/ 	http://schit.net/nakagawa/wakaayu/ 



◆支給認定について(保育の必要性の認定)

認定こども園を利用する場合は居住する市町村から支給認定を受ける必要があります。認定区分は次の3種類に分かれており、各認定区分によって利用できる内容が異なります。

	1号認定	2号認定	3号認定
対象児童	満3歳以上で <u>保育を必要としない</u> 子ども	満3歳以上で保護者の <u>就労等で保育を必要とする</u> 子ども	満3歳未満で保護者の <u>就労等で保育を必要とする</u> 子ども
利用内容	標準的な教育時間の学校教育のみ	標準的な教育時間の学校教育+保育	保育のみ

◆保育の必要量について(2号認定・3号認定)

2号認定および3号認定については、保育を必要とする事由に応じて、保育の必要量を最大11時間とする「保育標準時間認定」と同じく最大8時間とする「保育短時間認定」に区分します。また、それぞれの事由には認定有効期間(施設利用可能期間)が決められています。

- (例): 求職活動⇒90日間
 : 妊娠・出産⇒出産(予定)日の前後2か月間

保育必要量	保育を必要とする事由
保育標準時間認定	就労・就学(月120時間以上)、妊娠・出産、保護者の疾病・障害、親族等の介護・看護、災害復旧、虐待・DV等
保育短時間認定	就労・就学(月64時間~月120時間)、求職活動、育児休業中の継続利用等



子育て支援センター

子どもたちの遊び場、お父さん・お母さん同士の交流の場として、いつでも気軽に遊びに来てください。また、子育てに関する講座や講習会を開催し、子育てのヒントや楽しさを提供しています。詳しくは、町広報紙または支援センターだよりをご覧ください。

施設名	子育て支援センターわかあゆ	子育て支援センターひばり
所在地	わかあゆ認定こども園併設	ひばり認定こども園併設
電話番号	0287-96-5223	0287-92-5055
対象者	就学前のお子さんとその家族(主に在宅で保育されている方が対象です)	
利用時間	午前9時～午後5時まで(土曜・日曜・祝祭日・年末年始を除く)	

ファミリーサポートセンター

子育て中の人や働く人たちの家族を地域で支援するサービスです。子育てに関する支援活動を行いたい「まかせて会員」と支援をしてほしい人「おねがい会員」から成り立つ登録制の組織です。サポート活動が終了したら、「おねがい会員」が「まかせて会員」に利用料を支払います。

サポート内容	保護者の急な病気や冠婚葬祭などの時のお子さんの世話や、保育施設等へのお子さんの送迎と預かりなど。
対象児童	満1歳から小学校6年生までのお子さん

問い合わせ:子育て支援センターわかあゆ ☎0287-96-5223

各種手当

子育て支援課 子育て支援係 ☎0287-92-1115

児童手当

児童手当・特例給付は、次代の社会を担う子どもの健やかな育ちを社会全体で応援する制度です。

◆支給対象

0歳から中学校を卒業するまで(15歳の誕生日後の最初の3月31日まで)の児童を養育している方

◆支給額

対象年齢	月額
3歳未満	15,000円
3歳以上 小学校終了まで	10,000円 (第3子以降は15,000円)
中学生	10,000円

※所得制限額以上の場合には月額5,000円

※「第3子以降」とは、高校卒業まで(18歳の誕生日後の最初の3月31日まで)の養育している児童のうち、3番目以降をいいます。

◆お手続き

お子さんが生まれたり、他の市区町村から転入したりしたときは、認定請求が必要です。

遺児手当

父母の一方または両方が死亡した義務教育終了前の児童を扶養している方に手当を支給しています。

特別児童扶養手当

精神または身体に中程度以上の障害がある20歳未満の児童を養育している保護者に支給されます。

児童扶養手当

父母の離婚などで、父または母と生計を同じくしていない児童(18歳に達する日以後の最初の3月31日まで)を監護している父もしくは母、または父母にかわって児童を養育している人に支給されます。なお、所得制限があります。



こども医療費助成制度

0歳から中学校を卒業するまで(15歳の誕生日後の最初の3月31日まで)のお子さんの保険診療自己負担分の医療費を助成します。(入院時食事療養費は除きます)なお、県内医療機関にて現物給付となります。

◆医療機関を受診するとき

窓口にて、こども医療費受給資格者証と健康保険証を提示してください。

※県外医療機関等で診療し、一部負担金を支払った場合は、医療機関が発行する領収証、印鑑を持参し、診療日の翌月から1年以内に申請してください。

ひとり親家庭医療費助成制度

父母の婚姻の解消や父または母の死亡等によりひとり親家庭等になった場合、18歳になった後の最初の3月31日までの児童を養育している方とその児童の保険診療分の医療費の一部を助成します。また、父または母が重度の障害にある状態の場合も支給対象となります。なお、所得制限があります。

未熟児養育医療費

出生体重が2,000g以下または、身体の機能が未熟なままで生まれ、医師が入院養育が必要と認められた1歳未満のお子さんが指定養育医療機関で受けた入院治療費を助成します。

自立支援医療費(育成医療費)

身体に障害や疾病があり、治療しない場合は将来に障害等が残る可能性があるが、指定育成医療機関で手術等の治療により障害等の改善期待できる児童(18歳未満)に対して、医療費を助成します。なお、一部自己負担があります。

妊産婦医療費助成制度

妊娠届出月の初日から出産月の翌月まで、妊産婦の方に対して、通院や入院をしたときの保険診療自己負担分の医療費を助成します。ただし、医療機関ごとに月500円の自己負担があります。

登録手続き

子育て支援課にて申請してください。各種医療費によって必要書類が異なりますので事前にご相談ください。

子育て世代へのサービス

那珂川町社会福祉協議会 ☎0287-92-2226

◆チャイルドシート等購入費助成

町内に住所を有する1歳未満の子を持つ保護者に、チャイルドシート等の購入費助成を行います。

◆子育て広場の開設

未就学児を育てる保護者の交流の場として、馬頭総合福祉センター内に、遊具等が設置してあります。

◆交通安全傘の配布

小学校に入学する児童へ入学記念品として黄色い傘を贈呈しています。

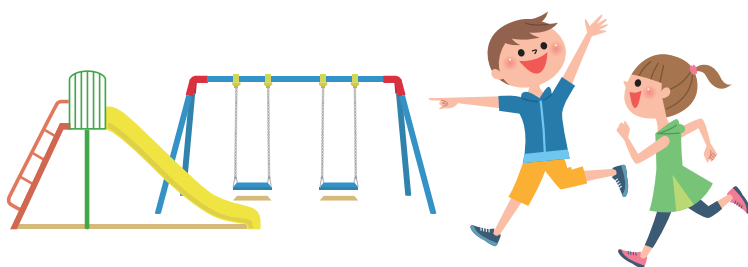
ひとり親家庭へのサービス

◆新入学児童生徒への助成事業

町内在住のひとり親家庭の方で町の就学援助費の対象とならない方に対して、小中学校入学時の体育着購入への助成を行っています。

◆ひとり親家庭交流事業

町内在住のひとり親家庭の方を対象に、年に1回日帰り旅行を開催しています。



小学校への入学

◆小学校入学通知書

4月1日までに満6歳になるお子さんには、毎年1月末日までに「入学通知書」をお送りします。通知書には入学期日、入学する学校名が記載されています。

次の場合は、学校教育課までご連絡ください。

- 入学通知書が届かないとき
- 入学通知書を受け取った後に転居、転出するとき
- 入学通知書の記載内容に誤りがあるとき
- 国立、私立の学校に入学するとき
- 心身に障害のある場合や病弱なため、入学先の変更または延期をしたいとき



◆就学時健康診断通知書

町では、学校保健安全法に基づき、小学校入学前に就学時健康診断を行っています。

日時、会場を指定した通知書を学校教育課からお送りします。当日何らかの都合によりお受けできない時は必ずご連絡ください。

また個別に配慮してほしいことや相談したいことがあれば、事前に学校教育課にご連絡ください。

中学校への入学

◆中学校入学通知書

入学する年の1月下旬に、在学中の小学校を通じて入学する中学校を指定した通知書を送付します。

転入学

	手続き内容
町外の学校から転入学したとき	<ol style="list-style-type: none"> 1. 在学している学校に転出する意向を伝え、「在学証明書」と「教科用図書給与証明書」を発行してもらい、学校教育課に持参してください。 また、証明書の発行には時間がかかることがありますので、お早めに学校に連絡してください。 2. 住民課の窓口で転入手続きを済ませてください。 3. 学校教育課において「転入申請書」を記入してください。 その後、保護者の方に転入学予定の学校を訪問してもらいます。 訪問日時は、学校と調整し決定します。保護者の方は指定された日時に学校を訪問し、在学していた学校で発行された「在学証明書」と「教科用図書給与証明書」を提出してください。
町外の学校へ転校するとき	<p>住民課の窓口で住所の異動手続きをした後、在学している学校で、「在学証明書」と「教科用図書給与証明書」を発行してもらいます。</p> <p>転居後、転出先の役所・役場窓口で住所の異動手続きをし、転入学予定の学校に、在学していた学校で発行された各証明書を提出してください。</p>
町内の学校へ転校するとき	<p>町内での転居の場合、児童生徒は新住所の通学区域の学校に転校することになります。住民課の窓口で住所の異動手続きをした後、在学していた学校から発行された「在学証明書」と「教科用図書給与証明書」を、転校する学校へ提出してください。</p>

※転居しても就学する学校が変わらない場合は、新しい住所を学校へお知らせください。



指定校変更、区域外就学について

那珂川町では通学区域を設定しています。

児童・生徒の状況や家庭の事情などにより、通学区域外の学校へ就学を希望する場合は、保護者からの申立が必要となり、教育委員会で認められた場合に許可されます。

◆指定校変更（那珂川町内で就学校変更）の場合

指定校変更申立書、印鑑を用意し学校教育課窓口で手続きを行ってください。
また変更理由に応じて別途書類が必要になることがあります。



◆区域外就学（那珂川町外で就学校変更）の場合

就学を希望する学校を設置している自治体の教育委員会にお問い合わせください。

また、許可期限がありますのでご注意ください。許可期限を過ぎた場合は、速やかに就学指定校に転校していただくなくてはなりません。

引き続き就学を希望する場合には、許可期限が終了する前に教育委員会にご相談ください。

通学区域（学区）

学校名	通学区域
馬頭小学校	馬頭、矢又、健武、和見、小口、北向田、久那瀬、松野、富山、小砂
馬頭東小学校	大内、谷川、盛泉、大那地、大山田下郷、大山田上郷
小川小学校	小川、吉田、片平、東戸田、三輪、恩田、薬利、芳井、浄法寺、高岡、谷田、白久
馬頭中学校	馬頭、矢又、健武、和見、小口、北向田、久那瀬、松野、富山、大内、谷川、盛泉、大那地、大山田下郷、大山田上郷、小砂
小川中学校	小川、吉田、片平、東戸田、三輪、恩田、薬利、芳井、浄法寺、高岡、谷田、白久

小中学校・学校給食センター 一覧

学校名	所在地	電話番号	FAX番号	ホームページ	MAP
馬頭小学校	馬頭169	0287-92-2025	0287-92-2029	http://www.nakagawa.ed.jp/esbato/ 	拡大図A
馬頭東小学校	大内1640	0287-92-2421	0287-92-2404	http://www.nakagawa.ed.jp/esbatohigashi/ 	E-3
小川小学校	小川 2846	0287-96-2049	0287-96-4636	http://www.nakagawa.ed.jp/esogawa/ 	拡大図B
馬頭中学校	馬頭 2558-10	0287-92-2399	0287-92-2508	http://www.nakagawa.ed.jp/hbato/ 	拡大図A
小川中学校	小川 3033	0287-96-2024	0287-96-4631	http://www.nakagawa.ed.jp/hogawa/ 	拡大図B
学校給食センター	和見2608	0287-92-2049	0287-92-1165	町ホームページを参照ください。	C-3



放課後児童クラブ

子育て支援課 子育て支援係 ☎0287-92-1115

保護者の就労等により、放課後に保護者が家庭にいない小学生に対し、安全安心な居場所を提供し、適切な生活習慣や遊びを通して児童の健全な育成を支援します。

クラブ名	馬頭放課後児童クラブ	小川放課後児童クラブ
所在地	馬頭169(馬頭小学校内)	小川2841(小川小学校隣接)
電話番号	0287-92-0270	0287-96-3109
開所日	日曜・祝日・お盆休み(8/13~8/16)・年末年始(12/28~1/4)を除く日	
開所時間	【平日】下校時~午後6時30分まで 【土曜・長期休業中】午前7時30分~午後6時30分まで	

教育相談

学校教育課 学校教育係 ☎0287-92-1124

◆就学相談

障害のあるお子さんや就学に心配のあるお子さんを支援するため、学校教育課では発達状況や特性等に応じた最適な教育環境のもとで学習が進められるように、就学先についての相談を行っています。

お子さんの入学や編入・入級についてお悩みの場合は、学校教育課までご相談ください。

◆いじめ・不登校相談

不登校の児童生徒支援として関係機関と連携した適応指導教室(那須烏山市)が設置されています。

また、那珂川町には移動教室「なかがわ」が開設されています。

施設名	所在地	電話番号
那須烏山市・那珂川町 適応指導教室レインボーハウス	那須烏山市宮原284-2	0287-82-2738
那須烏山市・那珂川町 適応指導教室レインボーハウス 移動教室「なかがわ」	馬頭550-1 高齢者生産活動施設	0287-92-1124(学校教育課) 教室の日時等は学校教育課まで お問い合わせください。



子育て・教育

就学援助制度

学校教育課 学校教育係 ☎0287-92-1124

小・中学校への就学に当たって経済的に困っている家庭に対し、学用品費や給食費などの必要な経費の一部を町が援助する制度があります。

申請の対象者は町内に住所を有し、町内の小・中学校に在籍する児童生徒の保護者です。

申請を希望される方は、学校から「就学援助費申請書」等の書類を受け取り、必要事項を記入の上、学校に提出してください。

認定基準など詳しいことは学校教育課までお問い合わせください。

町では、経済的理由により修学が困難な学生を対象とした、2種類の奨学金制度を設けています。
 例年、募集期間を定め、翌年度の奨学生を募集しています。募集のご案内は、町広報紙および町ホームページにてお知らせします。

手続き内容

那珂川町奨学金 【貸与型】	1. 奨学生の主な資格 ①本町町民の被扶養者であること。 ②他の奨学金の貸与を受けていないこと。 ③確実な連帯保証人(町内在住)に付することができること。 2. 募集定員および貸与額 ①高等学校、高等専門学校および高等専修学校の学生 (3名程度)月額13,000円 ②短期大学および専門学校の学生 (2名程度)月額30,000円 ③大学生 (3名程度)月額30,000円 3. その他 ●奨学金返還は、貸与総額(無利子)を20年以内に月賦等により返還ください。 ●返還免除制度があります。詳しくはお問い合わせください。
菊池俊男奨学金 【給付型】	1. 奨学生の主な資格 ①本町町民の被扶養者であること。 ②学業に優れ、修学に意欲があること。 2. 募集定員および給与額 ①高等学校の学生 (7名)月額10,000円 ②大学生 (3名)月額25,000円 3. その他 ●この奨学金は、財団法人菊池育英会の創設者である菊池俊男氏の意志に基づき、町が運営しています。(旧菊池育英会奨学金)



子育て・教育

